保育料の多子世帯およびひとり親世帯への軽減について

【対象者は？】

① 年収が約360万円未満相当(※1)の多子世帯
　○ 3号認定子ども(保育所)：世帯の市町村民税所得割
　合算額が５７，７００円未満

【軽減の内容は？】

① 多子世帯として判断する際の子どもの年齢を撤廃。

対象となる世帯（市町村民税額が基準額未満）	
認定区分	上限
３号認定（保育所）	年齢制限なし （生計同一者に限る）

② 年収が360万円未満相当(※1)のひとり親世帯等(※2)
　○ 全ての認定子ども：世帯の市町村民税所得割
　合算額が７７，１０１円未満

② ひとり親世帯等への軽減措置

対象となる世帯（市町村民税額が基準額未満）	
第１子	３号認定：１／４額負担
第２子以降	無料

（※1）年収が360万円未満であっても市町村民税が基準額より高い場合は対象になりません。
（※2）ひとり親世帯等：母子家庭・父子家庭・両親のいない家庭・世帯内に障がい者のいる家庭

(注)幼児教育・保育無償化の施行により、1号認定及び2号認定のうち3歳以上児、3歳未満児のうち市町村民税非課税世帯のこどもについては保育料は無償となっています。

1号認定(教育認定)保育料

（幼稚園および認定こども園の1号認定者）

階層区分	定義		町区分	国基準	町保育料
第1	生活保護世帯		A	0	0
第2	市町村民税非課税世帯（所得割非課税世帯）	ひとり親・障がい者の世帯等	B1	0	0
		その他の世帯	B2	0	0
第3	市町村民税所得割	20,000円以下	C1	0	0
		20,001円以上 48,600円以下	C2		0
		48,601円以上 77,100円以下	C3		0
第4		77,101円以上 144,000円以下	D1	0	0
		144,001円以上 211,200円以下	D2		0
第5		211,201円以上	D3	0	0

2・3号認定(保育認定)保育料

（認可保育所および認定こども園の2・3号認定者）

※ 年齢は4月1日現在のものが適用されます。

階層区分	定義		町区分	3歳未満児国基準		3歳未満児		3歳以上国基準		3歳以上児	
				標準	短時間	標準	短時間	標準	短時間	標準	短時間
第1	生活保護世帯		A	0	0	0	0	0	0	0	0
第2	市町村民税非課税世帯	ひとり親・障がい者の世帯等	B1	0	0	0	0	0	0	0	0
		その他の世帯	B2	0	0	0	0	0	0	0	0
第3	市町村民税均等割のみ課税世帯		C1	19,500 [9,000]	19,300 [9,000]	13,000	12,700	0	0	0	0
	市町村民税所得割	20,000円未満	C2			14,800	14,500			0	0
		20,000円以上 48,600円未満	C3			16,800	16,500			0	0
第4		48,600円以上 65,000円未満	D1	30,000	29,600	19,900	19,500	0	0	0	0
		65,000円以上 80,000円未満	D2			25,700	25,200			0	0
		80,000円以上 97,000円未満	D3			30,000	29,400			0	0
第5		97,000円以上 133,000円未満	D4	44,500	43,900	34,000	33,400	0	0	0	0
		133,000円以上 169,000円未満	D5			37,000	36,300			0	0
第6		169,000円以上 235,000円未満	D6	61,000	60,100	40,000	39,300	0	0	0	0
		235,000円以上 301,000円未満	D7			41,000	40,300			0	0
第7		301,000円以上 397,000円未満	D8	80,000	78,800	42,000	41,200	0	0	0	0
第8		397,000円以上	D9	104,000	102,400	44,000	43,200	0	0	0	0

※２人以上の児童が入所している場合、２人目以降は無料です。（１人目の児童が幼稚園等の場合も同様）

【多子世帯軽減】
◇３号認定（保育所）はＡ階層からＣ３階層の方とＤ１階層の一部の方が対象になります。

【ひとり親世帯等軽減】
◇３号認定（保育所）はＡ階層からＤ１階層の方とＤ２階層の一部の方が対象になります。

上記以外の方は、軽減の取扱いにはなりません。